

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年11月3日 12時58分ごろ
発生場所	熊本県上天草市樋島北西方沖 上天草港樋島防波堤灯台から真方位204°600m付近 (概位 北緯32°23.5′ 東経130°24.3′)
インシデントの概要	ゴムボート大坪丸は、漂流中、船外機を始動できず、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年1月6日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ゴムボート 大坪丸、長さ2.66m
船舶番号、船舶所有者等	第290-60668号（船舶検査済票の番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、上天草市小屋河内港を出港し、樋島北西方沖で漂流して釣りを行った後、帰港することとし、船外機を始動しようとしたが、始動できなくなった。</p> <p>本船は、船長が118番通報した後、付近を航行していた船舶によって小屋河内港へえい航された。</p> <p>本船は、帰港後、船外機を確認したところ、スターターコイルに巻かれていた起動用ロープが、同コイルから外れているのが確認された。</p> <p>船長は、前日に船外機の整備を行っており、出港時に船外機を始動した際には異状を感じなかった。</p> <p>船長は、船外機の取扱説明書を読んでおらず、緊急時の始動方法を知らなかった。</p>
分析	本船は、船外機の起動用ロープがスターターコイルから外れた際、船長が、緊急時の始動方法を知らなかったことから、船外機を始動できず、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船の船外機の起動用ロープがスターターコイルから外れた際、船長が、緊急時の始動方法を知らなかったため、船外機を始動できなかったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・取扱説明書により、船外機の緊急時の始動方法を確認しておくことが望ましい。</li></ul> |
|--|---|